
令和2年 第12回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和2年12月9日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和2年12月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員（14名）

1番 埴 田 光 雄君	2番 加 藤 学君
3番 荊 尾 芳 之君	4番 滝 山 克 己君
5番 米 澤 睦 雄君	6番 長 束 博 信君
7番 白 川 立 真君	8番 三 鴨 義 文君
9番 仲 田 司 朗君	10番 板 井 隆君
11番 細 田 元 教君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤 原 宰君 書記 桑 名 俊 成君
..... 書記 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 林 原 敏 夫君
総務課長 大 塚 壮君 総務課課長補佐 加 納 諭 史君
企画政策課長 田 村 誠君 企画監 本 池 彰君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 三 輪 祐 子君
町民生活課長 芝 田 卓 巳君 子育て支援課長 吾 郷 あきこ君
教育次長 安 達 嘉 也君 人権・社会教育課長 岩 田 典 弘君
病院事務部長 山 口 俊 司君 健康福祉課長 糸 田 由 起君
福祉事務所長 渡 邊 悦 朗君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 岡 田 光 政君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、三鴨義文君、9 番、仲田司朗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、9番、仲田司朗君の質問を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） おはようございます。9番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり、3点について質問をさせていただきます。

まず1つは、農業の後継者問題についてであります。日本の農業は、今や、深刻な高齢化の問題と同時に、農業を支える若者の就農率が低く、農家の後継者不足は深刻な状況に陥っています。後継者がいなくて、廃業を余儀なくされる農家の方も少なくない現状であります。特に南部町は、柿、梨等を専業にされている農家が多く、喫緊の課題となっております。南部町として、この課題解決に向けてどのようにしていこうとしているのでしょうか。

1つ、当町では後継者育成ができていく現状はあるのでしょうか。あるとすれば、その課題は何でしょうか。当町の農家人口の就農状況の年次別推移と、若者の就農状況の推移をお聞かせください。2番目、今後5か年間での新規就農の見込み、あるいは計画はあるのでしょうか。3番目、外部からの後継者育成、これは事業承継でございますけれども、をしながら農業を続けていくシステムづくりはできないのでしょうか。

続きまして、中小企業の後継者問題についてであります。年商1億円未満の中小零細企業の約8割の企業が、後継者不足に陥っているところでございます。理由は、事業の将来性がない、後継者がいない、事業承継の準備ができていない等の問題が考えられます。

そこで質問いたします。当町での現状はどうなっているのでしょうか。会社は、後継者がいなくなれば事業活動ができなくなり、事業を廃止せざるを得ません。町としてはどのように考えておられるのでしょうか。3番目、中小企業の後継者育成策はあるのでしょうか。町として会社を存続させる方策はあるのでしょうか、見解をお聞かせください。4番目、会社の事業活動を維持し、後継者の方に引き継いでいただくために、事業承継または事業譲渡、M&Aというものがありますが、このことについて今後どのようにしていこうとしておられるのか、お伺いいたします。

そして、3つ目として、西伯病院問題についてであります。9月議会に私は、西伯病院について一般質問をさせていただきました。前回の一般質問で、質問の趣旨と回答がかみ合わなかったこともあり、今回も引き続き質問させていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。

西伯病院は、昭和26年10月に法勝寺村ほか4か村の一部事務組回国保直診病院、西伯病院として誕生してから、早いもので、現在に至っております。旧西伯町史などによりますと、建物は、昭和25年に美保航空隊の予科練のものを、495坪を約14万円で払下げを受け、13棟390坪、事業費その当方で1,376万5,000円で完成したと言われております。その後、天萬、賀野、成美、尚徳、五千石など南部11か村による伝染病舎の建設。昭和38年に精神病棟の新設などを経まして、昭和40年に全面改築、そして平成18年4月に現在の西伯病院に全面移築して、現在に至っているという状況でございます。

そういう状況の中であります私どもの西伯病院でございますが、これにつきまして、厚生労働省が、このたび全国424の公立・公的病院について、再編統合の議論が必要と位置づけて実名を公表しました。今年1月には再検証の結果、対象病院が約440になりました。全国1,652の公立・公的病院のうち、人口100万人以上の区域に位置する病院を除いた1,455病院の診療実績を分析し、再編統合の議論を促したのでございます。新型コロナの感染拡大によって一旦期限を取り下げましたが、2025年度を目標に再編統合を進める方針は変わっていないということでございます。

そこで私は、今西伯病院が抱えている慢性的な赤字経営体質の中で、この厚生労働省の病院再編議論について、ピンチをチャンスに切り替えて西伯病院の在り方について、これから10年20年先を見据えた病院を存続させるために、行政がつくった町立病院を行政施策の中で位置づけていくことが問われていると思うところでございます。そこで、以下のことについて質問させていただきます。

病院は町がつくった病院であり、行政施策の中で病院が機能するものであり、町の方針に基づいて病院経営を行っていると考えていますが、町長の考えはいかがなものでしょうか、お伺いする次第でございます。

2番目、統合再編計画については病院だけの問題ではなく、先ほど言いましたように町がつくったものでございますので、病院をどのような姿にするのかということを出していくことが必要だと思います。そのために、町長部局に病院再編に向けた部署を設けて、今後の町の病院に対する方向づけを示していくべきだと思うんですが、これについてどう考えておられるのでしょうか。

3番目、病院の経営形態の変更を考えてもいいのではないかとございまして。これは、企業会計の全部適用から一部適用に戻すという、現在は全部適用でございますけれども、こういうことも視野に入れたことが必要ではないかと思っております。あるいは独立行政法人などということ

も考えることが必要ではないかと思うところでございます。

以上3つの項目についてお伺いしました。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきます。よろしくお願います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。それでは、本日もよろしくお願います。

早速、仲田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、当町の後継者育成ができにくい現状はあるか、あるとすればその課題は何かという御質問について、お答えしてまいります。

農業に関しては三鴨議員の御質問でも触れましたが、本年11月27日に農林水産省が2020年農林業センサスの速報値を公表し、全国で基幹的農業従事者、これはふだん農業を主な仕事としておられる方、これが約40万人減少となり、鳥取県においては1万7,351人と、前回の2015年、平成27年調査の2万3,435人と比較して、約6,000人の大幅な減少になったという報告がございました。

本町における基幹的農業従事者の状況は、2020年調査において709人と、前回調査の914人と比較して205人の減少となっています。また、60歳以上の割合は、2020年調査では92.9%と、前回調査より1.4ポイント上昇しており、本町においても農業を主として営まれている方の人口減少や、高齢化が表れる結果となりました。このことから農業に従事する後継者が減少傾向にあると考えられ、その原因としては、県外転出等により同居の後継者になり得る若い世代がいないことや、定年後も現役で元気に働き続けられる方々が増えてきていることが要因ではないかと、このように推察しております。

次に、今後5か年での新規就農の見込み、あるいは計画があるのかについてお答えしてまいります。

現在、農業関係の地域おこし協力隊として3名の隊員が、白ネギ、果樹、これは梨、柿でございます、施設園芸、これはイチゴでございますが、この栽培を通じて、将来の就農に向けた活動を行っています。そのうち1名については、来年度から独立して就農し、白ネギ等の栽培を行う予定となっております。残りの2名についても、協力隊の活動期間終了後に、本町において就農いただけるよう支援していきたいと考えています。また農地の耕作や、新たに農業に取り組みたいと相談に来られる方もおられ、徐々にではありますが、町内での営農を開始していただいております。町としましては、新規就農される方に対し、農地のあっせんはもとより、西部農業改良普及所の御助言をいただきながら、新規就農者の営農計画の策定支援や各種補助金等の交付のた

めの支援を行ってまいります。

最後に、外部からの後継者育成、事業承継ですね、農業の事業承継をしながら農業を続けていくようなシステムづくりはできないかについて、お答えしてまいります。

現在、後継者育成のための事業として、地域農業の担い手として位置づけられている認定農業者の三親等以内の親族を後継者として、その者に技術指導や経営ノウハウを指導する認定農業者に対し、研修費用として年額120万円を助成する親元就農促進事業があります。本年度から交付を受けられる方が1名、来年度から交付を受けられる方が1名の計2名を予定しており、家族間での後継者育成が図られる見込みとなっています。また今後の取組として、梨については使われていない樹園地を、ジョイント栽培等の省力化が可能な栽培技術を導入する果樹園に再造成し、老木で栽培している既存生産者や新規就農者を募集する新たな果樹団地づくりの検討や、柿については、小規模経営農家の樹園地の再生や遊休化した水田の活用により、収量のよい新品種の栽培をする樹園地造成の検討を県とともに始めております。これらの計画では、町の代表的な産物である果樹の栽培を維持、継続することはもとより、新たな栽培方法による負担軽減や高収益の品種による収益の増加を目指しており、既存の果樹農家はもとより、定年前の50代の兼業農家、町内の定年前の50代の非農家、I・J・Uターンによる就農者など新たな後継者の発掘を目指すものでございます。少子高齢化等により就農人口は減少傾向にありますが、一方で、就農を希望される方も徐々に増えている状況にあります。このような方々が実際の就農に向かえるように、町としても様々な支援を行っていく考えでおります。

次に、企業の後継者問題についてお答えしてまいります。

最初に、当町での現状はどうなっているのかについての御質問にお答えしてまいります。

中小企業の事業承継問題は全国的な問題となっており、その後継者を見つけることが喫緊の課題であると言われております。最大の理由は少子高齢化に起因するものでありますが、その理由は様々であります。後継者自身が難色を示すもの、後継者になってほしい子供が県外進学したまま帰ってこない。知識や環境整備が不足している等々の理由が上げられています。南部町商工会が行った職員による聞き取り調査によりますと、会員170名の中で、60歳以上となる経営者が91名のうち、現在のところ39名、率にしますと42.8%の方から後継者がいないという回答を得ています。業者別内訳を申しますと、飲食業、卸売業、製造業、その他で各1名、理美容等のサービス業が14名、建設業11名、小売業10名となっています。なお、飲食業について申しますと、従来からの事業所については、多くが小規模店舗ではあるが、経営者が高齢な事業所は後継者があり、また安定した売上げを維持していることから、今後事業者数が大きく減少する

ことはないとの見通しを立てています。

次に、会社は後継者がいなくなれば存続ができないが、町としてどのように考えているのかとの御質問にお答えしてまいります。

本町におきましても、国と同様に後継者問題は喫緊の課題であります。事業者が減少するということは、言わずもがな事業者の活力が低下することになり、行政への税収にも影響を及ぼすばかりでなく、地域経済の衰退、地域活性化の停滞を招くこととなります。そのような状態に陥らないためにも、本町と商工会が協働して後継者問題とともに創業者支援に取り組み、事業者減少に歯止めをかけることが、将来にわたり持続可能な南部町を構築していくことにつながると考えています。

事業承継をどのようにしようとしているのかという御質問も頂戴しております。これについては、中小企業の後継者育成成果はあるのか、町として会社を存続させる方策はあるのか、及び先ほど申しました事業承継をどのようにしていこうとしているのかについて、併せてお答えしてまいります。

東京一極化による人口減少に歯止めがかからない中において、親族のみを後継者とした事業承継には限界があると感じています。もちろん商工会においてそうした事業承継支援も行っているところではありますが、今後は、移住定住者や起業希望者と、後継者不在の事業者とのマッチングなども南部町商工会ビジョンで明記しており、これを推し進めていくこととしております。また、町内外の人的交流を促進し事業承継を推進することで、小規模事業者の維持、確保へとつながることを目的とした事業承継セミナーを年1回開催することとしているとともに、商工会において事業承継準備から実現までのフォローアップを一貫して対応するなど、伴走型支援を行ってまいります。また県においても、事業承継に関係する各種補助金も準備されていますので、これを有効的に活用しながら、地域経済を衰退させるようなことにならないようにフォローアップに努めていく所存でございます。

最後に、病院事業についての御質問を頂戴いたしました。これにつきましては、病院事業管理者のほうから答弁をし、後ほど再質問に備えたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 仲田議員からの3項目の御質問について、順次答弁してまいります。

最初の御質問、町の方針に基づいて病院経営が行われているかについてでございます。

西伯病院は、平成15年4月から地方公営企業法の全部適用により病院事業管理者が任命されました。病院事業の総合計画、予算執行、人事など病院に関する権限が開設者の町長から病院事業者へと移譲され、病院経営に関する権限と責任が明確になり、医療の現場に即応した病院運営を、行政との連携の下、これまで維持してまいりました。その中で、町の政策医療であります学校健診、人間ドック、がん検診、予防接種など健康福祉課と連携して実施しております。

2番目の御質問、町長部局に病院再編に向けた部署を設けて、今後の町の病院に対する方向づけを示していくべきと考えるがどうかについてでございます。

西伯病院は昭和26年10月、当時の大国村に法勝寺村ほか4か村の一部事務組合直営西伯病院として誕生しました。地元農家の、まさに身を切る御英断をいただき、何よりも大切だった田んぼを埋め立ててできました。当時は今のように医療を受けることがそう簡単ではなかった時代、地域に医療という住民、行政挙げての熱意が形となりました。それから幾多の歴史を刻み、西伯病院は来年70周年を迎えることとなりますが、今日、昨年公表されました424病院問題、今年のコロナ禍対応、70周年と重なります令和3年度からの新たな改革プラン策定など、様々な課題を抱えております。これらの課題一つ一つを克服し、今後の町の病院の方向性を決めていくためには、行政と病院のこれまで以上の連携が不可欠であります。公立病院としての機能には、病院経営のための機能と南部町民への政策医療としての機能の両面がありますので、連携は必要ですが、議員御指摘の役場組織の新設ではなく、病院内の組織強化対応に行政の支援をいただくことが実働的だと考えております。さらに、確実な改革のためには、外部に進捗管理組織も必要だろうと考えております。機構改革については、病院開設者と事業管理者協議の上、早急に定めてまいります。

3番目の御質問、経営形態を変えてもいいのではないか、企業会計の全部適用から一部適用に戻す考えはないかについてでございます。

地方公営企業法の全部適用の趣旨につきましては、最初の御質問で答えたとおりであります。今は、この経営形態で良好な経営を目指すべきであると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 答弁ありがとうございました。では、農業問題から再質問をさせていただきます。

まず、子供が農業をしない理由っていうのが、先ほどもございましたけれども、まず1つは、

農業所得が慢性的な赤字のため農業の将来展望が見込めないというのが、現在私も農業をしておりますが、どうしても赤字体質になって、いつも確定申告をするときにはマイナス幾らというような格好になってくるわけでございます。そういうところで、なかなか農業を若い人にさせづらい問題もあるんじゃないかと、先ほども県外に転出して帰ってこないということもありますけれども、なかなかここがネックで、農業をしても収益が上がらない、そういうことがあろうと思うんですが、これについての打開策っていうのは、答弁のほうでは集団化とかそういうところもあるんですけども、これについての打開策というものはございますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町長としても、今回またはこれまでもずっと申し上げてきましたとおり、日本の根幹で戦後続いてきました小規模自作農の、この経営を、大きく転換する方策を国も取ってきています。私は、自作農を続けられることはもう絶対大事なことだと思いますし、その方針として完全な法人化をつくって全てを請け負ってもらい、全てをその法人に委ねる方法、緩やかな共同体としての集落営農、こういう方法があるんじゃないかと思っています。先ほど仲田議員がおっしゃったように、一人一人がやられれば、一人一人がトラクターを持ち、田植機を持ち、そして多くの機械、肥料、飼料、さらには、私一番感じますのは、例えば一人で自分の農地を草刈りするそのつらさというのは、やった者でないと分からないと思います。これが集団でみんなでやれば、同じ作業であっても、けたに座って、どげしちょうっていう話の中でやる農業と、これは格段に違うわけです。近年の農業は、このみんなでやるという楽しみを失わせてしまったところがあると、一部あるんじゃないかと私は思っています。ぜひ集落営農というものの道も探っていただきたい。集落の皆さんに大分声をかけてますけれども、改めて私は、産業課や、また私もいろんな機会を通じて、まだお元気で農地が荒廃しない、そのうちにみんなでやる農業というものに取り組んでいただきたいと、このように思っています。その結果として、赤字ではなくて、とんとんまたは黒字になるような、そんな農業があるんじゃないかと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。確かに集落営農というものが、今後のキーマンになるんじゃないかなと思います。法人化ということもございます。担い手の中で、若い人たちが集団で法人化をしていくというような格好の青写真が一つ一つ見えつつあるところがございます。ただこれにつきまして、現在の状況そして今後どういう産声があるのか、その辺のことについてお聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。現在、町内におきます農業法人は5法人あります。それから集落営農に関しましては、4集落営農組織ということになっております。今後集落の中で、そういう話が出てきて向かってみようというようなことがもしありましたら、ぜひ産業課のほうに相談に来ていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 一つの後継者問題のキーマンが、先ほどもございました集落営農、そして法人化というところがありますけれども、なかなか、里部のほうは意外とやりやすい面もあると思うんです。なぜかというと、面積の集合がしやすい、そして平たんな土地。ところが、中山間地になると、のりが長くて草刈り面積が多い、そして収益がなかなか上がらないというようなことがあります。そういうところの人的な問題、そして労力に合わせた、なかなか契約栽培というようなところまでできにくいところがあるんですが、その辺の見込みというようなことについては、何かお考えではあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これも私の冒頭の、この4年間の方針として申し上げましたように、北部の水田地帯と同様に南部地域を考えると、農業経営としてまずい、引き続いた農地を守ることはできないだろうと思います。特段の支援策を考える必要があると思っています。農業の六次化を進めながら、年間を通じた特産品を加工を加えて作っていく、そういうことのためにも、現在、南さいはく振興協議会が中心になって考えておられるような地域商社、私は地域商社だと思っていますけど、地元の方たちは一つの販売会社という具合に思っておられるかもしれませんが、地域商社機能を持ったそういうところの機能を全面的に応援していく。それからどんな産品を作っていくのかだとか、そういうこと。さらには、全体で多面的機能や中山間が有効に機能して、きちんとその地域の中にお金が落ちるための御支援もする必要があると思います。そういう事務的な人がいなくてできないということであれば、そういう支援も必要であろうと思っています。いろいろな課題はあると思いますが、南側の中山間地域で農業が続けられないということは、南部町の中全体に広がっていく課題であろうと思っています。それでも、それでもできないような湿田等が間違いなくございます。これについては、農地から、残念なことですけども、これまでも申しましたように的確な樹種を選定をして木を植え、早期に木材としてバイオマス発電やそういう資材になるものを植えて、生産性を上げ、地域の収益に上げる。そういうような新たな戦術も必要だろうと考えています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。問題は、役場がやれやれと言っても、大抵いろんな今まで農業政策的なものを見ますと、補助金が終われば事業が終わるといような格好が多々あるんですね。やっぱり地域の方がその気になるかならないかによって全然変わります。だから、後継者問題ということもありますけれども、地域をいかにやりたいかという方が参集して、2人でも3人でも元気になっていただくような仕掛けづくり、その中に夢があったり希望があったりできるような格好での農業というものが、これからの課題になると思います、特にそういう中山間の場合。里部のほうは、さっき言いましたように平たい面積がありますので、ぜひお願いしたいというと、逆に言えば、面積が多過ぎて対応できにくいといような方もあろうかと思いますが、やっぱり中山間には中山間の特異的な体質といようなことの中から、先ほどもあったようないろんな仕掛けづくりをしながら、地域の方が頑張るやろうとい気にならないと、なかなかこれは解決しない問題だろうと思います。ですから、どうかその辺の仕掛けづくりをまず役場がしていただきながら、そういう気になる人たちの参集の中で、いろんな事業を展開していくような格好をお願いをしたいなといように思うところでございます。

続きまして、移住定住の問題で、先ほど地域の方、県外からの移住の方が、農業をやりたいといようなことがありますけど、これの産業就労政策といことでいろんな仕掛けが、地域おこし協力隊とは別に何かされているんじゃないかと思うんですが、その辺の様子についてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。県外の方といことですがけれども、今、産業課のほうで取り組んでいるのは、地域おこし協力隊といことで事業を行っております。そのほか、移住定住フェア等が県外で開催されますので、その中でいろいろな話をしながら、南部町に興味を持っていただいて農業をしたいといことであれば、またそれはそれで相談に乗っていきたいといふふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 先ほどの町長の話がありましたけれども、柿とか梨というのは、特に町の特産といこともございます。それのともしびを消しちゃあけません。ましてや今、地域おこし協力隊の方もそういうことに取り組んでいただいているといこともございますが、これは、農業といとどうしても、産業とい格好に切り替える発想といのがなかなかなかったと思うんですが、これからこういう新たな発想の中で県外の方に来ていただいて、ある

いは地域協力隊の中の皆さんが逆に産業を維持していくというような格好になってきたときに、土地についてはお貸しをしたりとか、あるいは中には譲渡されるというようなこともあろうかと思えますけれども、要は地域の方の維持がいかにできるかどうかという状況になるわけでございます。その中で一番問題になってくるのは、先ほどもありましたように、専業から兼業の勧めというものが今後出てくるのではないかと思うんです。なかなか専業というと、朝から晩まで難しいということもあります。ですから共同で営農就農しても、やっぱり専業ではなくて兼業の農家で、そういうグループでやっていくというような格好が、これからの農業経営というようなものにも出てくるのではないかと思うので、その辺についてはいかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そうなると思います。しっかり農業を守りつつ、かつ高収益を上げていくという極めて企業型の法人と、それから法人とはいえども、地域政策としてしっかりと皆さんと集落を守り、地域を守り、農業を守る、そのために半分楽しみと半分しっかり企業としての経営をしていく、こういう2つのタイプも出てこようと思ってます。いずれのタイプがよくて、いずれが悪いということではありませんけども、そういうことに挑戦するためには、リスクを冒してでもこの地域のためにやっという地域決断というものができないわけですね。地域の中で誰かが言い出して、みんなに賛同いただきながら、または皆さんの賛同はいただかない中でも、複数でまずやってみようという決断を誰かがしていただかなければ、個のままこのままだと間違いなく後継者不足のために衰退していきます。それを避けるために、ぜひ決断の後押しをするような、私どもも政策をしていきたい。このように思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。農業問題もずっとやりたいのはやまやまなんですけど、ほかの問題もございまして、最後に農業問題につきまして、特に農業となると、イメージがもうとにかく赤字だから駄目だ駄目だ、それから、農業はもうえらていけんというようなことがイメージとしてずっとあるもんですから、なかなか後継者育成といっても、あるいはもうなかなかできにくいというような発想があるわけですが、やっぱり農業というのは今後はこんな格好に変わりますよ、そしてこういう格好をしたらもっと楽しくなりますよということをイメージアップをしていかないと、やっぱり農業というのは、継ぐ人、あるいはこれからやる人というのがなかなかできにくいんじゃないかなということがありますので、この辺についてはやっぱり行政施策の中でももう少し取り組めるような姿、そして農業ってのは、特にコロナの

問題なんかにしても、あるいは食の問題にしてもですけれども、やっぱりじかに無農薬を使いながらも、あるいはできるようなもの、そして高くても品質のいいものっていうようなことが出てくるんじゃないかなと、私はこれから思っています。だから、農業のすばらしさっていうものをPRしていきながら地域の維持をしていくような格好にお願いしたいと思うんですが、この辺について、農業問題の後継者問題と農業政策というような格好になりましたけれども、この辺についての町長の考えをお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。冒頭、どなただったか、三鴨議員だったか、お答えしましたけれども、北部であれば30%に近づいてきました。集約化ができて、担い手がその農地を守ってくれています。ただ、まだ70%からの農地が集約ができないというところです。

しかし、一方で、議員もよく秋や春の農繁期に、大型の田植機が農道を猛スピードで行ったり来たりしたり、コンバインがあっちに行ったりこっちに行ったりする姿がよく見受けられます。この3反くぼをもっと集約して3ヘクタール、3枚で10ヘク、6枚で18、三六、十八ヘクですよね。そのぐらいの3ヘクぐらいの農地を集約していくことは、北部の中では倭地区であったり、それから天津、それから手間、あの辺りの田んぼの中では、やれるのではないかと考えてます。それが、まだ3反くぼの区画の中で個人同士の貸し借りの中で動いてるところに、生産性の悪さというものがあろうと思ってます。こういう事業については、一定の面積があれば10分の10の国の補助金がもらえますので、もうぜひそういう集約化を進めていきたいというのが1つ。

それから、30%に近づいてきたとはいえ、まだ全く進まない広いところがあります。その特徴は、各個人の農地面積が比較的多い、それから田植機からコンバイン、さらには乾燥機がフルセットで地域で持っておられる区域もございます。そういうところがもう一步、もう一步前に進んで、10年後20年後大丈夫だかやということを話し合う中で、みんなで力を合わせてさらに生産性を上げていくような農業に一步近づいていくっていうことが必要だろうと思ってます。その先には、先ほど言いました3ヘクの中を、ドローンでやる直まき栽培であったり、それから前も言いましたように、コンバインが自動で刈取りをしたり、夜の間トラクターが自動で代かきをしたり、そういうような社会はもう目の前にあります。ぜひそういう社会に進んでいくためにも、ぜひ皆さんと力を合わせて、そういう話し合っていくことがまず大事だろうと思しますので、担当課も中心に、私もできるだけ地域の皆さんと話し合いたい。このように思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。じゃあ続きまして、中小企業の

後継者問題について、お聞かせ願いたいと思います。

西伯地区に私は住んでおるもんですから、20年前までは、米子市の吉谷から現在の法勝寺庁舎までの国道沿いに、大体二十数軒のお店があったと私は記憶しておりますが、現在は約10軒ぐらいの商店しかないということで、年々衰退しているのが今の現状でございます。町としてはこのような現象をどう考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほども御答弁したように、一御商売の衰退は地域の衰退につながり、地域の衰退は町の衰退につながることはもう間違いない事実です。今、言われたところもそうでしょうけれども、私のイメージ、頭の中には、法勝寺の街道のにぎわいや、手間の中のにぎわいや、そういうことはほんの私たちが学生時代や若かった頃にはあったものが、この数十年間で急激になくなってしまいました。ノスタルジックにそのことだけを復元するというのではなくて、時代にどう適合して事業を承継させていくのかということ、やはり多面的に考えていかなきゃいけないだろうと思っています。その建物を誰かに貸せる、またその事業の土地を誰かに引き継いでもらう、そういう仕掛けが、今農業の中で言いましたのと同じ仕掛けでございます。それがどうやればスムーズにいくのかということを考えていくことが大事だろうと、このように思います。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

この時代と変遷によって、大手のスーパーが出てきたり、あるいは先ほど言いましたように後継者がいないから事業をやめられたというようなこともあろうと思います。これは時代の推移で、皆さん方のニーズによって変わってくるものだと思います。そこで問題になってくるのは、これからの時代に合った事業展開を模索していかなければいけないと思うわけですが、そのためには企業は生き残っていかないとはいけないと思うんですけれども、先ほども創業支援という話がありましたけれども、町としては具体的にそれ以降に何か特別な支援策というようなものを考えておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 企画監、本池彰君。

○企画監（本池 彰君） 企画監でございます。事業承継、商工会の経営発達支援計画っていうもののところからちょっとまた話をさせていただきますと、こちらのほうが今までは商工会だけでつくっていたっていうものが、令和元年の法改正によって町と一緒に協働してつくるということになっていきます。その中で、このたび経済産業省にも申請をさせてもらう中で、協働で作成を

させていただきました。先ほど申しましたように、起業支援セミナー、そういったものを開催するってということもありますし、事業承継に対する支援件数というものも、目標値を定めて各事業者を当たるといようにしています。そのほか、先ほどの答弁の中で申しましたけども、いろいろマッチングをしていったりとか、そういった事業承継に悩んでいる人と伴走型支援をして働きかけていくという中で、今までに行っていなかった取組を今後行っていくということにしています。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なぜこのような話を私はしたかといいますと、年々事業所が少なくなっている。ところが、実際には新しい産声をあげておられる個人事業も中にはございます。例えばをいえば、アロマをやっておられる方とか、今までアロマとかそういう事業はなかったわけでございますけれども、やっぱり時代のニーズに合ったものをやっておられるし、心の問題、あるいは体の問題を事業としておられるような方もございます。私も50で役場を退職して新たな事業をさせていただいて現在もやっているわけでございますけれども、その当時はそういうものがなかったものでございますけれども、何とか私も曲がりなりにも関わらせていただいておりますけれども、やっぱりこれからの生き残るためには、時代の変革と同時に、行政がどのような方向に行くのかということも事業転換の中には必要になってくる方がいろいろ出てくるのではないかと思いますが、これは町だけではなくて国の施策の中でもいろいろなものがあると思うんですが、その辺の情報発信というんですか、そういうようなところ、そして新たな事業はできますよというようなことをやっぱりもう少しPRできるような格好が、今創業支援ということで町のほうでは打ち出しておられますけれども、具体的にそれ以上のことがあるのかどうか。

そしてもう一つは、商業の中では中小大学校という研修施設があるわけでございますけれども、これについて広島等で研修される方もあったりするわけでございますが、こういう受講を助成するような制度っていうものも必要になってくると思うんですが、この辺についてはいかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画監、本池彰君。

○企画監（本池 彰君） 企画監でございます。冒頭、議員がおっしゃられたとおり、開業というものが年々、実を言うと増えていっています。平成30年のところが6件でありました。こちらが元年、そして今年と右肩上がり伸びていっています。1つには、新しい、先ほど言ったような、今までにないような事業をやりたいというところもあります。それと別に、どうして

もやっぱり廃業とかそういったところに陥っていく、承継者がいないというところにつきましては、やっぱり今時代の変革という話がありましたけど、ITとかそういった環境整備に対する知識の不足というところも1つ上げられていると思います。

町としましては、県外でやっているそういった研修を受ける者に対しての補助というのは、県及び商工会とも今のところは考えているところではありませんが、ただ、この今言いました経営発達支援計画の中で、これを経済産業省の認可を受けることによって、各種補助金が国のほうからいただけるようになっていきます。その中で、商工会としてこういったものに対する補助っていうようなスキームをつくっていただくとか、そういった働きかけは一緒に協調してやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

特に商売というのはどうしても農業と違って、なかなか行政として支援できにくい分野ではございます。ですが、町長も言われたように、そういう活気がなくなるような町になれば、なくなればどうしても地域が廃れつつあるような格好になります。ですから、先ほども新たな産声をあげておられる事業所がどんどん増えてきた、その人たちをできるだけこういう事業もやっておられますよというようなことも、町、なかなか見にくいところがありますけれども、PRできるような施策というものも必要になってくるのではないかなと思っておるところでございますし、また、新たに事業展開できにくいところはM&Aだとか、あるいは事業承継も外部からのやり方っていうことをもう少し、これは役場ではできにくいところがございますので商工会が窓口になるかと思っておりますけれども、そういう状況について情報共有できるような姿っていうのがなかなか見えにくいところがありますので、ぜひタイアップできるような格好での地域の活性化に向けた取組をやっていただきたいと思いますというところでございます。

これにつきまして、今後の10年、20年先の小規模事業者の町内の何かビジョンというようなものは、企画のほうでは考えておられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画監、本池彰君。

○企画監（本池 彰君） そういったビジョン、今商工会のほうは商工会ビジョンというものを昨年策定したところであります。それ以外のところで、今、町としてそういったビジョンというものを明確に策定する予定はありませんが、例えば今冒頭言われたような、こういった人が開業してこういうことをしているんだというようなことを広くPRするためには、自分の、商売する人のPRとしてではなくて、例えば町外から県内に来て新規に商売を始められた方について、ち

よっとどうなるか分かりませんが、例えば広報なんぶ等とかで、新たに起業した人の声、南部町に来てどういったことがあったか、どういった苦勞があったかっていうような声を拾ってPRしていくことは一つ可能ではないかと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

時間が大変押し迫っておりますので、続きまして、西伯病院問題についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほども壇上での質問の中で、町の施策として病院っていうのがあるというのが私は位置づけだと思っんですね。そして、それが政策があって初めて経営が成り立つものと考えるわけでございます。先ほど管理者のほうから話がございましたけれども、私はやっぱり町が病院としてどう考えているのかということがもっと主要になって前面に出ていかないと、この424病院の問題もさることながら、今後の病院の在り方、ありようというものが出てくるのではないかなと思っんです。なぜかという、ドクターが今高齢化でこれからどうしようかというのは、いや、それは病院だけの問題で考えてくださいねっていうことではどうもいかないんじゃないか、ましてやこれから高齢化になるし、在宅医療っていうのが地域の方はお願いしたいというような状況があるわけでございますけれども、なかなか病院の中のドクターに話しますと、いや、私は臨床が主ですから、在宅なんてそんなことできませんよっていう話が出てくる可能性がある。じゃあそれだったら病院辞めますよっていうような話が出てくる可能性があるわけでございます。そうすると、やっぱり町の施策としてどう対応するのかということが今後論議するべきではないかなと思っんですが、その辺についていかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、420病院の再編統合の話がありました。424だったのが今は440になったんですかね。この問題は、日本のベッド数がOECD各国に比べて異常に多いということです。議員は医療関係におられますので本当に釈迦に説法みたいな話になりますけれども、日本が1,000人当たり13床に対して、例えばドイツが8床であったり、フランスが6床であったり、イタリアが3床、4床。今、ではこれがコロナの中で機能をして安心を与えているのかというと、そうではない。なぜかといえば、その中の80%が民間医療に頼ってる日本で、いわゆる商売に頼っている80%を政策医療がコントロールできない、この限界がある。したがって、この病床数をどうするのかっていうのは、残りの20%の公的な医療機関が持っているこの機能をもう少し制約をしたりすることを考えなければ、日本の医療として

ベッド数ばかり多い、同時にベッド1人当たりの医師の数が少ない、看護師の数も少ないって
いうことにつながっていくことが医療の質につながってないじゃないかと、悪くなってるんじ
ゃないかということが問われている問題だと思っています。

これに対して、西伯病院が問われているのは二次医療圏、南部町での医療がどうのこうのでは
なくて、二次医療圏、先ほど事業管理者のほうが西伯郡を代表する病院になるんだということで、
昭和26年10月にオープンしたということを議員もおっしゃられました。全くそのとおりでし
て、今でも鳥取県西部の中の二次医療圏、特に精神科を中心にした身体合併症を支えるんだとい
う病院機能を二次医療圏として持っています。さらには、公立病院としての、今言われましたよ
うに地域医療を守る、さらにはがん検診や普通の健康診断であったり、小児医療であったり、こ
ういう政策医療、町がこれをやらしてもらわなければ、幾ら赤字であってもこれをやらしてもら
うことに公立病院としての使命がある。この2つの側面があるものだと思っています。

したがって、町がコントロールできるのは、この政策医療の部分だと思っています。この部分
をしっかりと西伯病院と事業管理者を交えながら、何ができるのか、これをするのかということ
については、さっき言われましたように、医師のマンパワーの問題もあります、看護師の問題も
あります。そういうことを十分に検討しながら、地域医療を守るということを念頭に置きながら、
しっかりと西伯病院と話し合っ、向き合っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） なぜこのような話をしましたかということ、やっぱり行政機関の中
で健康福祉課とか町民生活課とかありますけれども、私は病院は病院独自の、確かに経営はさる
ことながら、病院はやっぱり役場の中から、ある程度政策の中から運営していくもので、確かに
地域医療の中で、地域外、町内から、あるいは患者さんは安来市のほうから、あるいは米子、あ
るいは県外からも来られる方もございますけれども、でも基本的には病院が赤字になれば町財政
から補填するわけでございますから、やっぱり政策的なものはどうなのかということがまず一つ
あるんじゃないか、だから基本的にはそういう体制の中でしていかなければいけないんじゃない
かなと思うんです。ですから、少子高齢化の中での病院が中心となる中で、福祉施設とか介護施
設に医療提供できるためには、医師は、先ほど言いましたように、臨床だけではなくて在宅医療
だとか訪問診療を現在もしておられますけれども、これがもっともっと住民のニーズっていう
のは高まってくると思います。そういう状況の中で、じゃあ病院は、いや、対応できませんとい
うことであつたら、なかなか意味がないんじゃないかなと思うわけでございます。そういうところ
で、やっぱり病院というものが基本ではあります、医療とかそういうものは。ですが、政策的な

ものはやっぱり役場のほうがある程度、病院としての対応の仕方、こうやっていただきたいということが出てくるものではないかなと私は思います。その辺について、若干町長とは考え方が違うのかもしれませんが、いかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。構造は今おっしゃったとおり、そのとおりだと思っております。西部圏域の二次医療圏で、この西伯病院がもし医療圏としての収益が上がらずに収益が落ちた場合に、最終的な設定は開設者である南部町長、さらには南部町の責任が問われるということになろうと思っております。そうならないためにどうするのかということが大事だと思っております。

二次医療圏としてのベッド数198床、これをどう考えるのか。いわゆる精神の99床と医療の99床、医師の数、それから看護師の数をどうするのか。こういう問題と、地域医療を残す、先ほど言われましたように地域の医療として回すためには、病院と診療所がどう連携を取りながら患者さんのケアをしていくのかっていうこともあると思います。全員が西伯病院を主治医とされているわけではないわけですし、町内にある診療所と病院が持つ入院機能というものをうまく調和させながら、さらには福祉とも調整して、地域包括ケアというシステムの中でやってかなくちゃいけない。これについては、行政の責任は十分にあると思っております。診療所に対しても責任はあると思いますので、そういう地域包括ケアを推進するという意味で町が繰り出す、これはルール内の繰り出しになると思っております。ただ一方的に、西部圏域の中の医療を求めながら、そこで採算が合わないって部分の赤字部分を、では町民の税からお願いしますということにはならないわけですし、ここは冒頭言いましたような医療が経済として成り立つ、そういう医療を求めるために改善していく努力というのは、病院には事業経営者として求められているということもあります。ですから、この両面をうまくコントロールしなくちゃいけないと思います。

ですから、全面を行政がコントロールして、赤字になった部分はどんどん押していくんだということであっては行政ももちませんし、病院自体のためにもならないわけですし、まさかそういうことを言っておられると私も思いませんけれども、間違いなく南部町民のための医療の中で、入院医療であったり、それから西伯病院が得意とする内科の疾患であったり、精神疾患、特に認知症対策であったり、そういう地域の住民に対する政策医療については、これは繰り出すということをしっかりしていく必要もあろうと思っております。そういうところの政策としての分け、負担の在り方、こういうことは今後も継続して協議していきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 私は質問の中で、一部適用、あるいはこれは全部適用を一部適用に戻してはどうかという経営形態の話もしました。これは時代のニーズで全部適用になったわけでございますけれども、この違いってというのは、要は経営責任が一部適用の場合は町長が開設者ですので不明確である。全部適用の場合は事業管理者が経営責任を持つ。それから、組織とか体制についても同じく一部適用は町長ですけれども、全部適用の場合は事業管理者、あるいは職員の採用も一部適用は町長、全部適用は事業管理者、あるいは職員の給与も一部適用は町長ですけれども、全部適用の場合は経営状況を考慮して労使交渉で考えてというようなこともございますが、先ほどなぜこげなような話をしたかということ、もう少し、病院もさることながら、やっぱり経営意識をみんなで共有していかなきゃいけないんじゃないかなということなんです。これは役場の職員もそうでございます。なぜかということ、病院に役場職員が検診では行くけども、ふだん役場の家族の人もそうですけども病院に行ってますかっていうことなんです。年々、今患者さんが減ってきている現状があります。やっぱり地域の病院だから地域の病院を守ろうというような、そういう発想がこれから出てこなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。これは役場職員だけではなくて、町民みんなで支えていく、診療所もそうですけれども、診療所は診療所で得意なものがございますけれども、やっぱり好き嫌いばかりじゃなくて、自分たちの税金なりそういう運営してるんだから、一緒になってお互いに支え合おうやというような発想が今後なければいけないんじゃないかなということから、あえて経営形態の話をちらっと言ったわけでございます。この辺については、いかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私の知り合いにも経営している人がたくさんいますけれども、1円でも黒字でなければならない。1円でも赤字というのは駄目だというのは、経営の主体、経営される人の経営哲学だろうと思っています。なぜならば、黒字はお客様のありがとうの結集だと。ありがとうと言われないから黒字にならない、であるならばそういう経営をしなければならない、これはやはり経営の哲学だろうと思っています。しかし、医療の中ではそれを乗り越えられない種々の課題があります。そういう部分については、議会の皆様にお諮りして、ぜひとも地域医療、そして南部町民の健康と生命を守るために残すべきところはしっかり残していかなくちゃいけない。その機能にも期待もしなくちゃいけませんし、応援もしていなくちゃいけないと思っています。しかし、ベースになるところには医療の経営というものもあります。こういうところにはしっかりと経営コンサルタント等の力も借りながら、病院の経営というものを事業管理者が中心になって経営をコントロールしていくということも必要であろうと思っています。

ます。

改めて、また二面性があるというような話をして恐縮なんですけれども、非常に難しいということは重々御承知のとおりだろうと思いますけれども、あえて次の時代に合った病院にしなければ、昭和26年につくった先人たちが本当に血眼でつくった病院だという具合に聞いています。そのためにも次の時代にしっかりと安心の医療を残す、そういうことに全力を費やしたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 時間も大変経過しておりますので最後のほうにしたいと思いますが、やっぱり私は病院を基にした、あるいは病院を核とした中で、今、国がやっておりますコンパクトシティ構想だとかってというのがございますが、私は、私案でございますけれども、シルバータウン構想ってというようなもので、病院の周辺に高齢者住宅を造っていただいて、高齢者の方が医療提供とか、あるいは買物とかに行きやすいような格好にすると、そういう在宅医療とか、あるいは訪問っていても距離的に短くなるし、動きやすいんじゃないかなと思うんですが、今後こういうような発想が出てきてもおかしくはないんじゃないかと思うんです。病院というのはやっぱり潰しちゃいけませんし、お金がかかってでも病院というのは維持していかなきゃいけないというのは私の持論です。ですけれども、やっぱりその中には、私どもも2025年っていうともうすぐですけれども、2040年とかそういうときに、年々高齢化したときに、じゃあ自分たちは高齢者福祉施設、そして病院とか、切っても切れないものがこれから出てくるわけがございます。そういう状況の中で、やっぱりこういうものが今後はキーとなってくるのではないかと思うんですが、これは病院の今後の課題というよりも町の政策の課題なのかもしれませんけれども、こういう方向っていうのは必要になってくるのではないかと思うんですが、いかがなもんなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。おっしゃるとおり、これは町の政策だろうと思っています。高齢化がもう間違いなく進んでいます。おひとり暮らしの高齢者もどんどん増えていくでしょう。身体が十分に機能しない、しかし介護施設には入れない、または入ろうとしても入れないという方も増えていくことが予想されます。そういう中で、西伯病院をどう利用していくのか、金はいかかるといって覚悟の中ででもどうやっていくのか、それがどうやれば将来も持続して、あるときまではできたんだけど10年ほどできんかったということにはなりませんので、その持続性をどう担保していくのかということがこれからの課題だろうと思っています。

高齢者の暮らし、そしてその病院を核とした福祉だとか医療だとかを集約するということは、私もそのとおりだろうと思っています。政策としてこれには向かっていきたいと、このように思います。

○議長（景山 浩君） 残り時間1分を切りました。まとめに入ってください。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

私は8年間ほど病院に勤務させていただいた経験もございますし、関わらせていただいた仕事もございます。やっぱり病院というものがあからこそ福祉もあり、介護もあるわけがございます。そして、それがあからこそ、地域の皆さん方の生き生きと健康増進ができていく姿ではないかと思うわけがございます。これから議会のほうでも特別委員会を設けるという話も出ておりますけれども、やっぱりこれから病院というものをよくしていこう、そのためにはどうするのかということがお互いの共通認識の中で考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。その中で、現状はどうか、そしてこれから病院というものが、先ほど町長が言われたような姿をどう展開していくのかというのが今後の課題になってくると思います。そのためには、いろんな福祉、あるいは介護のいろんな部署もあるわけがございますけれども、やっぱり町長の中で一丸となって対応できるような姿というのが私は今後の課題ではないかということで、あえて前回の9月議会の一般質問と併せて今回させていただいたところでございます。

ぜひ、ばら色にはならないんですけれども、先ほど言いましたように、この見直し問題がピンチをチャンスに変えていくような、問題意識を持った病院改革に持っていくべきだし、そしてそれが新改革プランに盛り込んでいくような格好の姿っていうのが今後の私の課題じゃないかなと思うところでございますので、ぜひ御検討いただきますようお願いし、私の質問に代えさせていただきますたいと思います。最後に町長のほうで何かありましたらお願いします。

○議長（景山 浩君） されますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ありがとうございました。病院を残さねばならない、残すことが住民の生命や財産、そして健康を守ることにつながるという御意見だったと思っています。全く私も同感です。戦後の混乱期には多くの感染症に町民の皆さんも悩まされました。前議長の秦議長も若いときに結核だったと思いますけれども、西伯病院で助けてもらったということをおっしゃられました。これからは感染症はまだまだ続きます。新型コロナの後にも感染症は、これだけ人が行き来する社会の中で、いつどんな感染症が来るかも分かりません。その中で、町

の中に入院施設がある、町の中に医療があるというこの安心感というものは、ほかの町にはない南部町の絶対的な特徴だろうと思っています。これを守るために、そして住民の健康や生命を守るためにどう機能させていくのかということが町長の大きな使命であろうと思っていますので、しっかりと議会の皆様と御議論いただき、御提案もいただきながら進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、9番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れます。再開は10時35分とします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより一般質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず、第1点目、西部広域ごみ処理計画を問います。

先日開催された西部広域行政管理組合議会では、ごみの広域処理について、構成市町村の全てから参画の確認があったとの報告がありました。構成市町村の多くの住民が知らないまま、大型焼却炉の建設計画が進められようとしています。住民不在の計画が暗礁に乗り上げることは歴史の教訓ではないでしょうか。運営がどのような形態を取ろうとも、一般廃棄物については、地方自治体の仕事であることに変わりはありません。町が作成した町一般廃棄物計画書から、町の責任と役割を確認したいと思います。

また、西部広域が作成した一般廃棄物処理施設整備基本構想案の策定目的の第4点目、処理体制、処理コストを数値化し、現体制との比較や将来の広域化体制の検証を行うなど、最適な処理システムの検討を行うとの立場から、基本構想の示す経済性、環境保全性を検証したいと思います。改めて住民への説明会を求め、とりわけ焼却ごみの一本化、ごみ発電の再考を求めたいとの立場から質問いたします。

まず1点目、11月19日の西部広域議会の内容を問います。全ての構成市町村の広域処理実施の意向を確認したとのことですが、本町はいつ、どのように回答したのでしょうか。また、広

域処理とあるのですが、広域処理とは何を指すのですか。ごみ行政に対する町の責任をどのように考えるのでしょうか。

第2点目、経済性の検証から次の3点を問います。まず1点目は、建設費について、広域化に伴う補助金のかさ上げの具体的な考え方、算出根拠を示してください。第2点目、建設費、これは実負担額と総額の両方で出ているのですが、この焼却施設と発電施設の内訳。3点目は、維持管理費に反映しているごみ発電の売電価格とその算出方法を示してください。

大きい3点目ですが、環境保全性の検証から次の点を問います。ごみの広域化と町の掲げる2050CO₂排出実質ゼロの整合性はどのように考えているのでしょうか。ごみ発電、熱回収はCO₂削減への国際情勢からどのように捉えているのでしょうか。

第2点目、町のコロナ対策を問います。コロナ禍の収束のめどもおぼつかないまま、この1年が過ぎようとしています。直接的な事態に遭遇しなかったとはいえ、町民の日常生活に多大な影響をもたらしているのは全国共通ではないでしょうか。この間、コロナ臨時交付金を充て取組が行われてきましたが、それが町民の置かれている現状に対応できているのか、検証が必要ではないでしょうか。これまでの事業全般の検証は後に譲るとして、町民の暮らしの実態を把握し、それらへの支援がどういう状況なのかを把握し、今後の対策を求めたいと考えます。また、感染予防に貢献する取組として、PCR検査の実施を求めます。

まず1点目、町内の失業、失職者等の把握を求めます。第2点目、独り親世帯の現状把握とその対策を問います。3点目、生活保護、就学支援制度の申請状況を問います。4点目、社協が行っている生活福祉資金の貸付状況を問います。5点目、業者への融資、持続化給付金の申請、家賃補助の状況を問います。6点目、この5点、6点は、さきの議員への答弁がありましたので割愛してもらって結構ですが、ちょっと読み上げておきます。6点目、農業者の高収益作物次期作支援交付金の申請と交付状況。7点目、農林業者の持続化給付金の申請状況の把握を求めます。8点目、西伯病院でのPCR検査の準備状況を求めます。9点目、医療・介護・教育・保育職員の定期的なPCR検査実施を求めます。

以上、壇上からの質問です。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、PCRについて御質問頂戴いたしましたので、後ほどPCRにつきましては西伯病院のほうから答弁をさせていただきます。

ごみの問題からお話しします。まず初めに、西部広域行政管理組合の構成市町村の意向確認に、

町はいつ、どのように回答したのか、広域処理とは何を指すのか、ごみ政策に対する町の責任をどう考えるのかという御質問にお答えしてまいります。

平成13年度に可燃ごみ処理広域化基本計画が策定され、平成16年には西部広域行政管理組合の事務として議会から承認をいただいております、これまでも広域化に向けて構成市町村で検討してまいりました。そのことについては、これまでも6月及び9月の議会一般質問の答弁におきまして説明しており、広域化の方向性を変えるつもりはないこともお答えさせてもらっています。また、広域化に参加する考えに変更がないことは常々西部広域行政管理組合にはお伝えしておりましたので、文書のやり取りは今回もしておりません。これまでも申し上げますとおり、10月の意向確認は、特に日野3町に対する配慮だと認識しております。

次に、広域処理とは何を指すのかという御質問ですが、経済性、効率性、環境保全性を高めるための可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処理場をそれぞれ集約し、一体的整備をすることだと理解しております。

次に、ごみ行政に対する町の責任をどう考えるのかとの御質問でございますが、これまでも一貫して町が責任を持ち、取り組んでいることをお答えしてまいりました。西部広域の広域処理になりましても、その姿勢は何ら変わるものではございません。9月議会で、1に減量化、2に再利用、3に再生利用、4に熱回収と申し上げましたとおり、循環型社会の形成に責任を果たしていく所存でございます。

次に、経済性の面からの御質問でございます。まず、建設費について、広域化に伴う補助金のかさ上げの具体的な考え方、算出根拠についてでございますが、西部広域行政管理組合に問い合わせ、回答いただきました内容をお答えしますことで答弁とさせていただきます。

まず、今回予定しています一般廃棄物処理施設整備に伴う交付金は、エネルギー回収率により交付率が異なり、組合が想定する集約施設、これは施設規模200トン/日でございます、にあつては、エネルギー回収率が16.5%以上の場合、交付率は3分の1となり、20.5%以上の場合、交付率は2分の1にかさ上げされます。算出根拠ですが、構成市町村の令和14年度のごみ排出目標に基づき施設規模を算出し、施設規模別の想定建設単価が用いられています。建設費の焼却施設・発電施設別の内訳ですが、算出していないとの回答をいただいております。ごみ発電の売電価格とその算出方法については、基本構想案の規模で算出した場合ですが、売電価格は10円/キロワットアワーが想定されており、焼却による発電電力量、これは年間、発電量引く運転に係る電力使用量、これが2,153万7,360キロワットアワースケア年を余剰電力と考え、年間2億1,000万円程度が見込まれています。

最後に、環境保全性の観点から2点、御質問をいただきました。

まず、ごみの広域化と町の2050CO₂排出実質ゼロ整合性について問うということですが、焼却熱を発電利用することはCO₂削減の計算に組み入れることができるため、広域化の大型施設による熱回収は本町のCO₂排出実質ゼロに整合性の取れたものであると考えています。

2点目は、ごみ発電、熱回収はCO₂削減への国際情勢をどう考えているのかということですが、まず前提としまして、広域化基本計画におきまして、ごみの減量化と循環型社会形成を掲げ、低炭素社会づくりを目指しています。国も菅総理の所信表明演説におきまして、成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。国際的にはパリ協定での平均気温の上昇を産業革命以前よりも2度以下に抑えることが目標としてあり、そのため各国でCO₂排出量の削減目標値や、そこへ向かうための戦略を定めて取り組んでおり、西部広域のサーマル発電、南部町のゼロカーボンシティ宣言は日本の取組に沿った政策であり、何ら問題がないものと考えております。

次に、コロナのことについて御質問を頂戴しております。先ほど申しましたように、西伯病院のほうからPCR検査の準備状況についてお答えいたします。

まず初めに、1、町内の失業、失職者等の把握を求めるについてですが、町内の事業所でコロナの影響による解雇や離職の働きかけなどの情報は、現在のところ確認されておりません。町内の正確な失業、失職者数については確認できていませんが、役場の手続によって把握できる内容は、国保へ申請された方々の離職理由のうち、コロナの影響による方は5名確認しています。国保税減免と徴収猶予の申請件数は、国保税減免が5件、徴収猶予については3件の申請がございました。いずれも11月30日現在の数字でございます。ハローワークからの情報では、失業給付金の申請理由で、コロナの影響による確認はできているものの、南部町民が限定して抽出することができないという回答でございました。あわせて、新規求職者数について、本年1月から10月末までの南部町民のハローワークによる求職登録者数は324人となっています。これは毎月の求職登録者数ですので、この中からコロナの関係で職を失った方々を把握することは非常に困難であるとの回答をいただいています。

次に、独り親世帯の現状把握とその対策を問うについてお答えいたします。父親または母親と生計を同じくしていない児童を育てられている家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給しております。児童扶養手当は毎年8月に現況届を提出してもらっておりま

すが、このときに併せてアンケート調査を実施しております。アンケートは困り事を聞くようにしており、84名に事前に配付し、24名の方が提出されております。困り事の内容につきましては、親の介護が1件、子供の教育が1件、子育てが1件、再婚が1件、特になしが16件という状況でございました。関係部署と連携して対応しております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、児童扶養手当を受給しておられるひとり親世帯の方に、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付しております。給付状況は、児童扶養手当を受給されている世帯に上乗せで給付する基本給付が71件、公的年金を受給されている世帯への給付が5件、収入が減少したと自己申告された世帯に給付する追加給付が49件、これまで一定以上の収入があり、児童扶養手当の受給世帯ではない世帯で収入が児童扶養手当の対象となる水準まで減少している世帯への給付が4件となっています。

次に、生活保護、就学支援制度の申請状況を問うについてですが、新型コロナウイルス感染症により、生活保護受給者となられた方が1件ございます。また、就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症対策の影響により家計が急変した世帯が1件から申請があり、新たに認定いたしました。

次に、社協の生活福祉資金の貸付状況を問うについてお答えいたします。貸付件数は7件、貸付金額は365万円となっております。

次に、業者の融資、持続化給付金の申請、家賃補助の状況を問うについてお答えします。まず事業者への融資状況ですが、11月30日現在で町が認定している事業者数は56件でございます。融資額については商工会の調べによると、あっせん金額で11月25日現在、10億1,529万円となっております。

次に、持続化給付金の申請状況ですが、商工会の申請相談は農林事業者を除いた国の持続化給付金が61件、家賃支援給付金は3件となっております。いずれについても、11月25日現在で商工会の相談件数となりますが、国を申請窓口としてオンライン申請となることから、受給件数について町は把握することができませんので御理解をお願いいたします。

次に、農業者の高収益作物支援交付金の申請と交付状況を問うについてでございます。加藤議員の答弁と重複しますが、お答えいたします。8月の説明会後に申請いただいた件数は35件、交付状況についてですが、いまだ申請書の取りまとめ中のため交付実績はございません。

次に、農林業の持続化給付金の申請状況の把握を求めるについてお答えいたします。国の持続化給付金については、鳥取県西部総合事務所相談窓口やJA鳥取西部窓口に多数相談があると聞いていますが、中国四国農政局に確認したところ、農林業者を含め、事業別の申請状況は把握し

ていないとお聞きしています。

次に、西伯病院のPCRの、これにつきましては後ほど西伯病院のほうから答弁させていただきます。

最後に、医療・介護・教育・保育職員の定期的なPCR検査実施を求めるというお尋ねにお答えいたします。

PCR検査の補助につきましては琴浦町が実施予定で、医療機関、薬局、介護施設の職員を対象とされています。南部町では教育委員会が、来年1月の成人式に県外から帰省し出席を希望される新成人を対象にPCR検査実施をすることを計画し、補正予算を計上しております。このように特定の式やイベント等への参加に当たり、出席者間での感染拡大防止や安心の担保のため検査を実施することは有効な手段であると思いますが、PCR検査はその時点での感染状態を調べるものですので、過去や今後の状況については分からず、定期的を実施する場合は頻回な再検査が必要となります。任意の検査ですと、同じ職場や施設の中で検査を受ける人と受けない人、受けない人というのは受けたくない人もあり、完全な感染拡大防止となることは不明な点も多くあります。全く無症状の場合でも検査を定期的に実施することは、これ自体、受ける方がストレスを感じる場合もありますし、医療的にエビデンスがないという具合にも言われています。

現在、各医療機関や施設では感染予防のために様々な工夫や努力をされておりますので、定期的な検査の実施につきましては御意見をお聞きし、必要な体制を整えたいと思います。また、症状があり医師が必要と判断された方は、漏れなく速やかに範囲を拡大してでも検査を受けることができるように、県、西伯病院をはじめ地域の医療機関との情報提供も重要ですので、連携し感染拡大防止の環境を整えてまいりたいと考えています。

町民の皆様には引き続きマスクの着用、小まめな手洗い、密閉・密集・密接、いわゆる3つの密を避けるなどの基本的な注意事項を改めて実施いただきますよう重ねてお願いするところでございます。どうぞよろしく申し上げます。答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） それでは、8、西伯病院のPCR検査の準備状況を求めるについてお答えします。

冬のインフルエンザとコロナウイルス感染症の同時流行を踏まえ、11月1日から発熱者の検査、受診の流れが変わり、これまで保健所が中心だった役割をかかりつけ医など地域の医療機関が担い、患者の相談対応や診療、検査を行うことになりました。西伯病院も診察と検査ができる医療機関として県の指定を受けたところであります。

西伯病院におけるPCR検査の状況ですが、PCR検査機器の納期が遅いことが判明したため、検査を民間検査機関に外部委託することとし、11月9日に鳥取大学発のベンチャー企業R0と業務委託契約を結び、既に運用を開始しております。発熱患者等が来られ、医師が診察しコロナ感染を疑う場合は、唾液を採取し、検体をR0が回収し検査してもらうこととしています。13時頃までに出せば、その日の17時30分頃には結果が分かることになっております。11月30日時点で4件を検査に出しております。今後、町内の診療所から検査依頼があった場合も、同様に外部委託で対応する予定であります。

西伯病院自前でPCR検査をするための検査機器ですが、1台が12月上旬に納入される予定です。1度に4検体できる機種ですので、1日2回動かせば8検体検査できるということになります。検体を検査技師が受け取ってから検査結果が分かるまでの所用時間は約60分です。なお、もう1台買える予算を確保しておりますが、機種については現在選定中でございます。西伯病院が自前で行うこのPCR検査については、試薬の数のこともあり、主として当面、入院患者があった場合に使う予定です。

PCR検査のほかに抗原検査を取り入れています。検査機器を使う定量検査ではなく、いわゆる迅速キットと言われる定性検査です。PCR検査より感度は落ちますが、採取から僅か15分で結果が出る利点があります。緊急の入院患者に対して急いで検査を行う必要がある場合に使うこととしており、現在4人の患者に使っております。抗原検査の迅速キットは、唾液の使用は研究中でまだ認められていませんので、鼻咽頭からの採取となり、医師、看護師は防護具を着用する必要があります。検体採取はこれまでプレハブの臨時診察室で行っていましたが、採取時に患者の飛沫及び空気感染が防止できるクリーンパーティションつきの診察・検体採取ブースを設置しますので、今後はそのブース内で採取する予定です。なお、抗原検査の迅速キットは無症状者への使用はまだ認められておりません。

ニーズの高まりに対して自由診療を実施する医療機関も増えており、西伯病院でも間もなく自費によるPCR検査を実施する予定であります。検査料金は2万3,100円、さらに証明書が必要な場合は1,870円を設定する予定です。12月には、1階の感染症対応室に外から出入りできる出入口を新たに造る改修工事も取りかかる予定であります。引き続き、総力を挙げて第三波に対応できる検査体制を強化してまいり所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長にお願いがあります。質問通告していた内容については漏れなく答弁をいただきました。ただ、数字上で正確を期したいので、今から言う内容について後ほど結構ですので文書で出していただきたいので、御配慮よろしく願いいたします。

出していただきたいこと、西部広域ごみ処理計画の中の第2点目、経済性の問題から建設費についての算出根拠。建設費がないというので売電価格の算出方法。次いで、コロナのほうにいきまして、第1点目の町内失業、失職者の把握、第2点目の独り親世帯の把握、第3点、生活保護、就学支援、4点目、社協の生活福祉資金、5点目、業者の融資、持続化給付金、ここまででしたね、これを文書で出していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。議長。

そこでちょっと確認しておきたいのが、維持管理費に反映しているごみ発電の売電価格とその算出法、単価が、いわゆるいろんな単位に比しての10円って言ったのでしょうか、そこ聞きかかったの。私が個人的に調べたら17円かな、10円ですか。そこだけちょっと確認させてください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。想定しております売電単価、こちらは10円でございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。あと、よろしく願いいたします。私、時間を使うのが非常に下手なのと時限が限られていることがありますので、持続化給付金のことについて入りたいと思いますので、町長、答弁をお願いいたします。

昨日の加藤議員の質問の中で、いわゆる国が行ってる持続化給付金、特に農林業者ですね、についてのやり取りがありました。そこでお聞きしたいのですけれども、農水省は農業についていえば、農業収入を掲げている人がほぼほぼ全て対象になると言ってるんですよ。ちょっと町長と討論に入る前に、南部町では農業収入を申告している方っていうのは何件ぐらいいらっしゃるか分かりますか、担当課長。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。真壁議員が御質問された農業収入のある方ということで、令和元年分の国税の確定申告と町の住民税申告で、農業収入があるということで申告で計上された方は656人いらっしゃいます。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、ありがとうございました。

南部町では、町長、今から論議に入る、私たちが持続化給付金のこの申請を町でも協力してほしいってお願いをする背景には、町内では農業自体がなかなかできなくなってきたとはいいながら、この町で、いわゆる所得税の申告と住民税の2つ合わせてくださったんですけれども、656名でしたね、の件数があるんですよ。それで農水省が言ってるのは、ほぼほぼこの656名全ての方々が頂けるような制度設計にしておるのでぜひともそれを申告していただきたいと、このように農水省言ってるわけなんですよ。

そこでお聞きしますが、どういうことが起こっているかということ、町内で、こんなふうには持続化給付金が制度も明らかになっているのに、これを利用することに萎縮している方々がたくさんいらっしゃるんです。その背景には町長が昨日おっしゃった、マスコミ等で不正受給になるのではないかということと同時に、南部町ではほかのところにない特異な例として、行政側がそれを発信しているということがあるんです。私は、この姿勢は県内でも珍しいし、このことをほっておけば県内での農業者の中でも差が出てくると感じています。そのことから町長に聞きたいと思しますので、この質問する目的は、町長の姿勢を改めていただきまして、他町でも取り組んでるように、南部町でも持続化給付金の申請するサポートセンターを早急につくってほしいという狙いです。なぜかということ、サポートセンターは9月の段階で閉まってしまっているんです。公的にはしているところありません、今。そういう立場から聞きますから、よろしくお願いしますね。

それともう一つ、この持続化給付金についていえば、町長、議会でも11月の30日に全協で話して、議員が全員そろって町長に持続化給付金のための支援体制を取ってくれっていうことを、そういうことをみんなで話し合って、全会一致で議長があなたに申し入れしてるんですよ。そういうことを背景に聞きますから、心して答弁していただきたい。

まず1点目ですけれども、動きが鈍い背景には、町長、あなたの姿勢があると私は思っています。その一つを確認させてください。昨日、加藤議員が3つのことを言いました。町長は今までこの農業者が申請する持続化給付金について、詐欺まがい、それから後ろに手が回るようなことはしたくない、それからもう一点は、共産党はうそを言っている。こういうふうにおっしゃいましたが、私一つお聞きしたいんですけれども、町長は何をもって詐欺まがいと言ってるんですか。その対象は、誰が詐欺行為をするというふうにして言っているんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これはどの場面で言ったのかでございますけれども、間違いなく詐欺まがいだと言われているっていう表現を、町長が詐欺まがいだと言ってる、詐欺

のおそれがあると言われているという、一般社会の中の最終的にはモラルに任せたこの制度についての脆弱性ですよね、制度の。昨日から議論していますように、持続化給付金は、個人事業者、小規模事業者が次の来年の仕事に続けていただく、農業者であれば来年も農業をしていただく、今年コロナのために大きく50%以上所得が落ちた、それを支えするんだというこの考え方というのは皆さんと共有されてると思うんですよ。確かに農水省の制度は、農水省じゃないですね、本来農業者に対してつくった制度ではないがために、農業者のように1年に1回または2回所得があって、それを12で除して、今年所得がない月がもちろんゼロですよ。そうすれば必ずや50%以下なので受給する権利があると。それがコロナによってそういう状況でなったということであれば、今の制度の中でも間違いなくそうなのでしょう。ここが一般的にマスコミ等で騒ぎ立てられていることだと思っています。

ですから、私は今回の答弁に当たって、西部圏域の町長さんたちに、どうされてますかということをお聞きしました。私と同じ考えでした、基本的には。行政が率先をして窓口をつくり、税収確保のために皆さんにもらっていた農業の活力のためにこの制度を使うんだと言っておられるその皆さんの農業団体、その思いはわかりますけれども、この制度を使うことは、本来の趣旨である新型コロナウイルスによって来年の事業ができない、大変な損害を与えられた方は農業の中には間違いなくおられます。特に都市近郊なんかで毎回それによって商売をされている方々は、あれだけ御飯を食べたり、経済活動が止まってしまえばレストラン等で野菜を使わなかったり、そういうことはありますので、もう所得は激減されてるということは間違いなくあると思います。私はそういうための制度であると思っています。南部町の中でもそういう方がおられると思います。そういう方はぜひとも使って、次作、次年度に対して元気に農業を続けていただきたいと思っています。しかし、それを無視して、皆さんに農業所得を上げてくださいと、この制度は使えますよというふうに広報すると、昨日からの議論は多分そういうところに集約されると思いますので、そういう私は立場にはないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞いているのはね、詐欺まがいと言ったのはどこを指して言っておられるのかっていうことについて言えば、先ほどあなたがおっしゃっているように、一番はコロナの影響があるかないかどうかわからないっていうところだっていうことを確認していいですか。それとね、いつ言ったかわからないって言いますが、ちゃんと聞いています。11月の2日、あなただけではない。ここに座っている執行部の9名でしたか、いらっしゃいましたよね、聞いておられる方もいらっしゃったんでしょ。そこでどういうことを言ったかという、詐欺ま

がいのようなこと、それをはっきり聞いたって、3人来られましたよね。その中には西部生協の職員もおられたんですよ、御存じですね。その方の前と、あなたがおっしゃったのは課長がそろってる前で言ったんですよ。何言ったかという、こういうことをすることが手が後ろに回るようなことはしたくない。それともう一つ言ったのは、共産党は毎週水曜日に会見のほうに立ってうそを言っている、こういうことを言ったんですよ。詐欺まがいというのは、どうもあなたがおっしゃっているのはコロナの影響があるかないか分からない、もしかしたらコロナの影響じゃないのに申告してるのではないかということが詐欺まがいではないかと言われているけども、あなたもそう思うというふうに取っていいわけですね。だとすれば、うそというのは何のことを言うてるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 11月2日に確かに民商の要望会がありました。その場の中で確かにそういう話になったと思います。そのときには、私の意図は、日本共産党として政策としてこれをやられるんだったら、堂々と政策として広報をされて日本共産党としてやられればいいということをも冒頭申し上げたと思っています。その方針はどうなんですかと、宮城県のほうでは地方紙が挙げて一般の消費者と農民との間の中で、何ていうんですか、こんなことが通るのかというような報道もなされているようです。そういう混乱の中でどういう政策決定をされたんですかというのが意図です。いや、大変いろいろなところで問題が出るだろうということで、そのときには政策決定としてやってるという具合には言われませんでした。いろいろな問題もあってお悩みなんだという具合に思ってお聞きいたしました。そういう意図の中の私は会話だったと思いますので、堂々と、いやこれは党としてやってる、これをぜひ町としても進めろというような話の中で私が否定したものではありません。

失礼な詐欺だとかいうことを、詐欺まがいと、そういう具合に取られやすいじゃないかというのは、先ほど言いました地方紙等のコロナの影響でみんなが困っているときに、果たしてそういうことが通用するのかという新聞報道を元にして私が発したものでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あなたの言った根拠は、どうも東北地方で出た地方紙の新聞にそう書いてあったからと、これ地方紙の新聞は10月の17日に河北新報というところが書いて出した文章のことですね。河北新報だけじゃなくて、あと数社の地方新聞が同時、それも期日合わせて10月の17日にそれを書いています。そこと前後して、テレビではしきりに不正受給の報道をしています。これは取りようによっては、不正受給は絶対いけないことですしね、あると

思うんですけども。

私はここで2つ聞きたいのは、一つは、不正受給って書いてあるって話おっしゃってるんですけども、本当にそうかどうか調べましたか。これについては、中小企業庁がその新聞記事は間違いだって言ってるんです。交渉してるんですよ、ちゃんと国会議員も入って。なぜかという、そういうことを言われたら、持続化給付金は農水省の皆さんも対象です。これは私がつくったんでも共産党がつくったわけではなくて、中小企業庁、農水省が、中小企業庁が管轄してるんですけども農水省がこれをつくってるんですよ。これパンフレット10ページ。それともう一つのこれは、もっと簡単に個人向けにできますよっていうことをもうつくってるんですよ、ここに要綱も書いてある。中小企業庁困って、もうそれも新聞に出ているんですよ。10月17日付に出されたことについては、これは事実報道ではないと、自分たちとしては農閑期も含めて計算してもらっていいっていうのと月を選ぶのも任意でいいんだと、そういうことを言ってるんです。なぜかという、その理由は、農林業者については青色申告出されても、白色申告出されても、税務署としては月ごとの収入を確認するすべがないからなんですよ。理由があるんです、ちゃんと。

ということは、町長、私たちはSNS等で様々な情報が入ってきます。何が正しいかっていうことと、私も町会議員ですから、言っていることと悪いこと分別するんですよ。言ったらまき散らしたらいけないから、公的な責任があるから。あなた今それやってるんですよ。こう言ってますね、テレビ見てる方々の何人も持続化給付金頂いてるんですよ。農業者だけではない、業者の方も頂いてるんですよ。その方にあなたは詐欺まがいの制度かもしれないって言っているんですよ、そのことの重要性、感じていますか。

そのことと、もう一つですね、まずそれ聞きましょう。あなたは、多くの方々がこれを利用しているんですよ、それでそれを詐欺まがいと言うのであれば、あなたが言っているコロナの影響かどうか分からないっていうことを政府はどう言ってるんですか、どう確認しろと言ってるんです、誰が確認するんですか。うちの町の住民がコロナの影響で持続化給付金を受けるときに、町長に、私がこの方は持続化給付金をもらうためにはコロナの影響が大であるということを町長が証明しろと言ってますか、国が。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員がそこまでおっしゃる内容が私には分からないんです。（「分からない」と呼ぶ者あり）ええ、分からないですね。自分でコロナの影響があって今言っているこの内容どおりであれば、私は堂々とやられればそれでいいと思ってます。当然お困りになってる人がおられると私言いましたよね、ねえ。私が言っているのは、そういう

影響がない人までもらわれるのはいかなるものかということです。その制度をつくったその制度設計は、このコロナの中でいかなる人でもとにかく守らなくちゃいけない。次の年にその事業が続かない、そういうことが起きないためにとにかく、何ていうんですか、制度的にはかなり無理なところがあると思います。それは私も十分理解しています。ですから、それを利用する国民にそれは託してるんだと思ってますよ。その広範に使いましょうっていうのを町長がそんなことを言えますか。あなたはコロナの影響にあってあなたはコロナでない、そりゃ言えませんよ。いろんなところで制度というのは、こういう災害、大災害が起こったときには広範囲に受給されるようにする、昔でいえば大火事があったときに米倉を破ってでも皆さんに配布する、そのとき、あなたは豊かだ、あなたは豊かではないなんてことは言うておられませんよ。ですから、自分たちが考えて自分たちで決める。この制度についても町は出してますよ。ただ、皆さんがおっしゃるように数式を書いて、こういうことであれば誰でもやれますよというところまでは至っていません。それはお一人お一人がコロナの影響であれば、私はどうぞ取っていただきたいと思います。これはそのためにつくった制度ですので、それを町長が否定するものではありません。国民一人一人がそのお一人お一人の暮らしの中で必要な方はそれを受給されて、次の来年も同じように事業を続けて、その趣旨のためにつくったものですので、それを町長が止めているということはないということを町民の皆さんにお訴えしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民はそれを聞いたかったです。はっきりそう言えばいいんですよ。あなたがこのコロナについて言えば、影響があるかないかっていう判断は難しいだろうな、個人に任せてるんだろうなというところでの判断、いろいろあるでしょう。制度の不十分さもある。それをよその町長も同じ考え方だって言いますが、よその町長は、それ詐欺まがいだとかうそを言ってるとかいうこと言ってませんよ。あなたそこは住民に謝らないといけないと思うの。詐欺まがいだと言われてるっていうことで、もうあなたが町長としてそういう言葉を使ってよかったのかどうかっていうこと、どんなに影響力があるかっていうことを考えないといけないと思うんですよ。

なぜかという、昨日、加藤議員が差別と偏見だっておっしゃいました。あなたが何が差別だ偏見だとおっしゃいましたけれども、私も携わって思うのは、昨日も議会から帰ったら家2人が見えたんですよ。納税証明書取ってきたと。自分とこにパソコンもない、IDだのパスワードと言われても分からない。そういう方々でスキャナーもないっていうところになったら、あるところでみんなボランティアで協力してるんですよ。そういう方々がみんな取っているんですよ。

その方々にこの受給の仕方は、この申請の仕方はコロナでないのにもらっているというような詐欺まがいに疑われるってというようなことを、公的な立場にある方が発することがどのような影響をもたらすかっていうことをあなたは考えたことがありますか。コロナでの差別、偏見はいけない。そういう中で、町でいえば町長って一番上の権力者なんですよ。その方が言ってたらこれは町職員にも波及するんですよ。その職員を住民はどう見るのでしょうか。そういうことをあなたが言っているんですよ。そこについてのあなたが自分で反省するつもりはありませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。共産党の代表として民商さんが来られたときに私が発したことがそのように一般町民の皆さんの心に影を落としたということであれば、これは一定、私の言い過ぎだったことかもしれません。私はあくまでも、これは民商、それから日本共産党として発言されていることであれば、それをちゃんと名のってやられればいいと思っています。それを否定するものでも何でもありません。

先ほどから言っているように、一つの制度として、新型コロナというこれまでにない未曾有の大災害の中で、国民全体への事業の継続を願ってやった国の制度です。必要な方に必要なような制度が行き届くためには、それは、何ていうんですか、制度設計上できるだけ漏れがないようにというのが、こういう場合には制度設計上仕方がないことだろうと思っています。そういう反省も踏まえながら、次もしこういうことがあったときに制度設計のまた議論になろうと思いますけれども、いずれにしてもこういう問題というのは、次の時代、このコロナが去った後に、あのときやったことに対する評価というものが必ずや問われると思います。そのときに真壁議員や加藤議員の言われたこと、そのことの評価、または私が今言っていることの評価が次の世代の中できちんと問われると思っています。私は子供たちの前で胸を張ってやれるような政治をしたいと、このように思っています。私はこのコロナの中で、農業者の中でお一人として、またはこの事業を継続できない人は1人もいないから全員取るなど言っているわけじゃないわけです。受けられる方は、御自分の中でコロナによって50%以上収益が落ちたと、事業を継続するためにはこの資金が要ると言われる部分はそれをどんどんやっていただきたい。こう思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もう一つ質問させてください。11月2日に共産党が来たって言うんですけども、共産党が行きましたか。それは民主商工会って聞いているし、あとは生協の方って聞いているんですけども、そこに共産党って名のってこの話をなされたんですか、どなたか。あなたがそう思ったんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今のお話、もう少し話しますと、民商の方が来られて話の中で、このコロナ対策について民商さんの事務局長さんに、日本共産党さんとしてやっておられるんですかという聞き方をしたところです。日本共産党としてどうかなのかは、その方との話の中で出たことだと思っております。共産党という形でしてるという答えではなかったということです。でも、非常に悩ましいですねという話をしましたよ。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私あなたの人権感覚を疑うんですよ。本当にね、どうしてこのよそのいろんな団体がいてるときに、これは日本共産党ですかってお聞きする。あなた共産党好きだから聞いてるんですか。それでもって、共産党だと言わないのに何で共産党うそをつくってそこで言うんですか。それこそ偏見じゃないですか。私ね、人権感覚を問うっての、こういうことなんですよ。心配しなくとも共産党に言いたかったらおりますから何ほでも言ってきなさいよ、でしょ。それを住民団体が行って、あなた日本共産党かって、共産党うそをついてるって吹っかける論議をして、町長として恥ずかしくないんですか。私それ聞いたときにそこは恥ずかしかったんですよ、うちの町がこんなだと言われたらどうしようかって。もし職員の方がこんなこと言ったら大変なことになりますよ。

今回も人権感覚ということ言えば、あなたが言うことによってこれをもらった方が、こう言われた方が、幾らでも自分はするから手伝ってあげたいけれども、詐欺まがいて言われたら、それに手伝ってるようですよ手伝わんっていう方もいらっしゃったんですよ。でも、中には役場の元OBの方々も自分たちはパソコンできるからって、自分とこの集落のお手伝いをなさってる方もいらっしゃるんですよ。昨日入ってきた情報では、鳥取市は、この高収益作物次期作交付金ですね、支援交付金が狙上に上がっているのでは何かいい方法はないかということで、この持続化給付金をJAと一緒にあって鳥取市が説明会を開くって言うてるんですよ。恐らくこの議会を通じて、次回ではなくて、町長、あなた反省されたのであればね、1月15日までまだ1か月以上あるんですよ。早急に、言うてるやないですか、デジタル化、町長、あなたデジタル化と言うてでしょ、IT化も言うてる。職員にはみんなパソコン持っている。子供たちにもパソコン全員に与えようとしている。その中で今回の支援がなぜ困難になっているかということ、オンラインでしかできないからなんですよ。簡単に職員の方やOBの方できるかも分からない。回ったら、この制度を知ってパソコンを使える方はみんな申請しているんですよ。そして、それを次期に向けての機械を買ったりとかしているんですよ。私はここでも差を感じるんですよ、町長聞いていま

すか。

この間来られた方は90前のおばあちゃんでした。制度も分からない、ITが何かも分からない、ましてパソコンなんか使ったことがない。その方見たら農業収入上げているんですよ。どうするかっていったら、分かっている者が支援するしかないわけですよ。あなたが言っているパソコンやITやオンラインの町づくりっていうのは、そこで支援するっていうのは、そういう方をほっといてやっていいと思ってるんですか。私それ聞きたいんですよ。役場にはパソコンいっぱいあるじゃないですか。使い方も知ってるじゃないですか。だったら1台、2台使って窓口に置いて、できない人はどうぞ来てくださいと。町長は仮にこのことが自分だったらコロナの影響ないからもらわないと思ってるのは自由だ。ただ、それは判断は個人に任されている以上、申請したいと言ったら手伝うことはあってもいいんじゃないですか。私が今お願いしたいのは、あと短期間ですけれども、南部町の役場、それから会見にサポートセンターを通じて職員、職員行けなかったらボランティアでも結構ですわ、私たちも手伝いますわ。パソコンとスキャナーを準備してこのことを広く広報してほしい。六百何人ってまだもらってない方が半数以上いらっしゃるんですよ。する、しないは自由です、町長、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） これまでも繰り返してきましたように、やられる農家、農家の中でコロナによって影響を受けた方、収益が減少した方、これが対象だと思っています。その方がやられることには何ら問題ないと思っています。やり方について、今、産業課等にもたくさん電話かかってくるようです。その中でこうやりなさいということを御指導するのは、いささかも問題はないと思いますよ。ただ、特別に私が懸念するのは、今言われたところでこのことをやって、お一人お一人の所得等分かりません、それは。それからコロナの影響も一人一人、誰も分からない。その中で、あの人はもらった、この人はもらわなかったということがあってはならないですし、これは最終的に御本人、個人が決定し、個人の判断で個人の責任とする問題だと、私はそう思っています。ですからその点については同じ考えだと思っています。それを先導するといったらおかしいですけれども、行政として率先して皆さんこれを受け取ってください。先ほど言いました鳥取市はそのように言ってるということのようですけれども、私はその情報を知りません。その辺もよくよく鳥取市の状況もお聞きしたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私ね、あなたもっと幅広くいろんな情報を集めたほうがいいと思う。自分の知ってる考えと同時に、私たちもそうですよ、自分は考えこうだけでもこうい

う考えもあるんだっていう中で初めて討論として成り立つんですね。今言ってるのもね、率先してやれっていうのと違うんですよ。これしたくてもできない人がいらっしやるんですよ。その方々が助けてほしいって言ってるんです。何で文書で書いたらいけんかって、達筆の方なんですよ、みんな、字を書いたら私たちよりきれいな字書くし、きっと文書が、でもそれでは通用しないんですよ。その方々をパソコンの前に座ってもらって、ここを操作しながらこうしていくんですよってことやるんですね。役場にはパソコンあるじゃないですか。それをもしできない場合はお手伝いしますよって、そのことできないですか、そこ言ってるんです。率先してやれって言ってるのと違う、やるかやらないか本人が決めるんです。そのときに自分がコロナに影響を受けてるかどうか自分で判断するんです。書いてありますよね、よく御存じ。コロナ等って書いてありますよ。判断するんですよ。そのお手伝いをするのも町でやってくれないかって言ってるんですよ。もう何回も言われています。どうしてJAとか役場がこれに取り組んでくれないのかって言ってるんですよ。率先じゃなくて、そのお手伝いをするのはやぶさかではないんじゃないですか、再度聞きます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） なぜJAがしないんでしょうか。（「JAに聞いてください」と呼ぶ者あり）なぜJAがしないか。それから、真壁議員は選挙でたくさん街頭に立たれるときに、この持続化給付金の問題を住民の皆さんに言われることは幾らでもあったと思いますよ。加藤さんはたまたま私も一緒に街頭に立ってたためにお聞きしました。そういう考え方もあるんだなと改めて思いました。期間はたくさんあるわけで、私のスタンスは、お一人お一人が判断をされて、JAや農業者を守るという立場の中で、私はコロナで大きな影響を受けたんだという方は救っていかなくちゃいけないと思ってます。それを全部の中でやることによって農業者と消費者の間に分断が生じるようなことを率先して町長がしてはならないと思っています。もし、そういう今言った私のことでなくて、高収益作物で大きな損害を受けているのでその代替策としてこれを取るんだと、受け取ってもらうんだというような政策を本当にやってるかどうかというのを私も確認してみたいと思います。南部町の中でも、私は高収益作物で行政が、これも南部町の産業課の職員がぜひ受け取ってほしいと、これは大事な制度だから、コロナの中で大事な制度だからと言ったこの問題については、これは町長も責任があると思っています。ですから上京までして陳情したわけですし、対策としていろいろなことを考えていかなくちゃいけないと思っています。鳥取市がどんな態度を取っているのか、私もその状況を確認したいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の状況を見てね、検討をなさったらいいと思います。高収益作物の次期作支援金っていうのは、国会でも言ってたでしょう、町長、詐欺まがいとか詐欺だっていうのは、この高収益のことを捉えて国に言うのが順当じゃないんですか。国民から見たらそうですよ、農家から見たら。出すって言ってて出さなくなってるね、これこそ詐欺やないかって、そこで詐欺を使うんだったら大賛成ですよ。あなたが言ってるのは、どちらかというと、社会的に弱者で農家というのは、ほとんど見たらみんな持ってくるの赤字ですよ。その方々がこの年末に向けての一時金ですよ、僅かの。それを取ることに詐欺まがいの、さっきから言ってたら分断させるとか、その言葉自身が独り歩きしたら議会聞いている方々悲しいですよ。心して考えんといけん。もし自分がそうだと思っても余計なことは言わない。そうですよ、思ったら仕方がない。もう人間変えられへんから。でもね、この自分が発することがどういう影響あるのか、少なくともこの要綱どおりにやること何の矛盾もないじゃないですか。

もう一つ言っておきますけどね、昨日JAが払うときにトラブルが起きるって言いました。私つくづく思ったんですけど、この仕組みした要綱ですよ、要綱に、これを見たら、これ農水省がつくったんですよ。農水省が、あなたとこの申告書がこういうのとこのこういう農業を使ったら、ここを使ったら金が出るんですよとか言ってるんですね。それで入った分は雑収入ですよ。堂々としたこれは国も認めている要綱で、正当な給付じゃないですか。それをあなたの個人的な考えで、どっから仕入れてきたのか分かりませんがね、分断をさせるかも分からない、トラブルを起こすかもしれんって、あたかもいけないようなことを言うっていうのは、これは反してますよ。国の要綱が間違っていれば、要綱に反したから国落としてくるんですよ。少なくとも公務員っていうのは要綱どおりにすることに対して、わしはこの制度好きじゃないからってな態度取れるんですか。自覚ありますか、あなたそういうことを言ってるって。

もう一つ言いますけどもね、これは雑収入で入ってくるから税の対象になるんですよ。そこまではっきりしてるんです。ただ、見てたらほとんどの方は赤字。これをもらったところで、青色申告の人も含めて相殺したらプラスになんか転換しないような数字なんですよ。そのこともよく分かってらっしゃるでしょう。

それともう一つ言いたいのは、あなたは円卓会議で回ったら、個人農業者には何を買う補助金制度もないって言った。これ、頂く方どう言ってると思いますか。女性は自分とこの集落で2件農業をやめることになった。自分が今度草刈りをせんといけん、これで草刈り機が買えるわって言ったんです。町長、首かしげますけども、その実態を知ってたらこの支援金のこの給付のことを、頭の中で考えてどっかから持ってきた訳の分からないようなことを言って、不正受給だの何

だのって言うようなことが言えるわけがない。私、そこを本当に町長に考え直してほしいんですよ。

それで、もう私は今のところで、もしみんなに嫌な思いをさせたのであればって言ったこと、あなたがちょっとは気がついてくれたなと思っていますから、それはそれで置いて、町長、あと1か月ですけれども、町職員の皆さんも拒まないと思いますよ。昨日言ってたどなた、企画でしたっけ、やろうと思えばできますよね、そんな難しいことでないかもしれん、慣れてる方は、手伝える人いらっしゃるじゃないですか。そのことが促進させるのじゃなくて、受けたいけれども受けられないっていう、パソコンとか使い切れない方々の支援をするということは、これは町であってはいいいのではないですか。私、職員の方々にも聞きたい。公務員は、なるほどコロナの影響を受けてないかもしれません。ないことないか、今度下がりますよね、ボーナス下がりますけれども。今、全国的に経済が壊れているんです。コロナ禍である特別給付金10万もらうときも、あんたはコロナで影響ないからもらうなって、こんな論議なかったでしょう。農水省はそう言ってるんですよ。

このコロナで外食産業が回らず米価が下がるだろう、下がりましたよね、とすれば米価の落ち込み見てるんですよ。ここに書いてあるのはコロナだけではありませんよ。価格の落ち込みも対象になるって書いてあるんですよ、よく見られたらいい。だからあなたが言うように、コロナコロナと言いますが、コロナの影響があるのかわからないっていうのは個人が判断するしかないんです。それをあたかも人の心に突っ込んで、あんたはあるかどうかっていうことを良心に誓って言えるかっていうことを、町長として言っているのかどうかですよ。私はそのことも十分反省したと思いますので、相談する支援センターをつくってほしい、これ検討いただけませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業者が全くコロナの影響を受けてないだとかそういうことも言ってませんし、町民の皆さんに、南部町の中で農業者がコロナの影響を受けていないので持続化給付金を受ける権利もあれもない、私はそれを止めてるつもりは全くありません。そうではなくて、税込だとか所得の増収のためにこの制度を使うようなことを私は考えていないということです。私の考えは自由だとかそういうことではなくて、南部町の町長として、町長としてですよ、農業者の皆さん全員にこれをもらってくださいと、今だったらこれももらえますよという立場にはない。判断は、お一人お一人の農業者がそのコロナのこの制度の中で考えていただければいい、これは先ほども言われましたよね。

しかし、ややもすれば全員にもらってほしいだとか、農業者全員が対象ですよって言う話が

出るからややこしいわけです。お一人お一人が自分の判断の中でこの制度の中でやられればいいと思ってます。一番最初にはコロナで影響を受けてる。コロナ禍の中で、ここにも書いてありますけれども、コロナ禍で農業収益が減収した。そしてあの表の中で、どこだったかな、給付の対象になる方はかなり広範囲にあるんだと言われることはよくよく分かりますけれども、先ほどから、一番最初から言ってますように、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響ということが一番冒頭にあるわけです。そのことを判断は町長はできません。したがって町民お一人お一人、農家の方お一人お一人が影響があるなし、影響がある方についてはこの申請をされればいいと思えます。

それから相談窓口については、産業課についても、それから企画政策課についてもこれまで同様にやってまいりたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今日ごみの問題とコロナの問題で答弁いただいた方、本当にありがとうございます。委員会やその場でぜひ参考にして取り組んでいきたいと思っています。

申し訳ないなと思いつつながら、ほぼほぼ全てがややこしくなるっていうんですけどね、私が言ってるんじゃないんですよ、農水大臣が言ってるんですよ。町長、私、お考え直していただきたいのは、あなたのような考え方の人にほぼほぼ全ての人全部やっただきって回れなんて、そんなこと言ってません。公務の場所で公費で買ったパソコンもあるし、役場とすればスキャナーも使える。であれば、使えない人が、いや、したいけどできないっていうところについて、その場所を提供してできなかったら打ってあげる。あのな、こんなふうにするねんって言って、それぐらいできませんか。そういうこと言っても、あなたに考え方変えろって言うてない。少なくとも、でも町長とか議員は自分の意見とは別に施策をするときは要綱どおりに基づいてする。自分と考え方が違って国がやってくるときの要綱どおりに進めていく。この要綱どおりに沿って申請したいという人が来たときに、パソコン使えないっていう方々がそこを使わせてもらってできるっていう、そういう協力もできないわけですか。

J Aがしないのをつかんできました。支所長はこのことを知らないって言っていました。もうそれ無理ないんですよ、中小企業庁ですから、農水省の段階だともう少し農水省できることあったと思う。制度設計がもう少し緻密にしたかもしれないですよ。中小企業庁に合わせるから今回のような、あなたが言うような不十分さがあるって、制度設計が。でも、これは使う人の責任じゃないじゃないですか。国の責任ですよ。だとすれば、要綱どおりにするというのが地方公務員の姿勢ではないんですか。

○議長（景山 浩君） 残り時間があと僅かになっています。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。私、町長だけじゃなくて、職員の皆さんにも聞きたいですが。あなた方の先輩は家でパソコン持ってる方々は、みんな農家の方々のお手伝いをしています。町長、私、あなたの判断がこんなふうにしてるんだと思ってるんですよ。この中にも農業だけではなくて、農業者向けの持続化給付金をもらった議員もいます。町民の前であなたはずっとそういうことを言ってこられたんですよ。共産党に対するうそ発言は後ほど私たちは対処するつもりですから、それちょっと置いて。あなたの偏った見方、こういう運動するのはこういう方々だろうっていう見方が、ことは今回住民にも迷惑かけているんですよ。そのことを十分反省なさって、ぜひともこれは役場の職員の中で協議して、あと僅かですけれど、1月15日、これを頂ければ県のサポート支援の10万円も対象になってきます。これは1月の29日までであります。少なくとも他町とも連携しながら、私は役場の中でこの支援体制が取れることを願って、求めて、質問を終わります。くれぐれも今回答弁書にしてくださった方々には申し訳ない質問になりましたが、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

1月17日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

本日午後からは常任委員会を持っていただき、御審議をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時50分散会
